

四日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第3号

四日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体（国、地方公共団体、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）<u>第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(4)から(8)まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体（国、地方公共団体、<u>独立行政法人等</u>の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）<u>第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(4)から(8)まで (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部総務課)